

太田市環境基本計画等改定支援業務委託プロポーザル業者選定審査委員会要綱 (設置)

第1条 太田市環境基本計画等改定支援業務委託について、業者選定の公平性、透明性及び効率性を確保し、当該業務に最も適した事業者を選定等するため、太田市環境基本計画等改定支援業務委託プロポーザル業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 太田市環境基本計画等改定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び事業者の決定に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で組織し、委員は、産業環境部副部長、環境対策課長、脱炭素推進室長の職にあるものほか、環境政策に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、環境政策に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、産業環境部副部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員及び委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業環境部環境対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年11月30日限り、その効力を失う。